

# 大分大学医学部附属病院ドクターヘリ機体広告掲載審査委員会細則

令和2年9月30日制定

令和2年医学部附属病院細則第2-1号

## (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院ドクターヘリ機体広告掲載規程（令和2年医学部附属病院規程第2-1号。以下「規程」という。）第7条第2項の規定により、大分大学医学部附属病院が運行するドクターヘリ（以下「ドクターヘリ」という。）の機体への広告掲載について審議する、大分大学医学部附属病院ドクターヘリ機体広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ドクターヘリへの広告掲載の可否
- (2) 応募者の掲載を優先する順位
- (3) その他広告の掲載に関し必要な事項

## (学長への申請)

第3条 病院長は、前条の審議結果に基づき、国立大学法人大分大学広告掲載取扱規程（令和2年規程第45号）の広告掲載申請書（別記様式）により、必要に応じて広告掲載の優先順位を付した上で学長に申請する。

## (構成)

第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 病院長
  - (2) 副病院長（総務・経営・企画担当）
  - (3) 高度救命救急センター長
  - (4) 医学・病院事務部長
  - (5) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第5号の委員は、病院長が指名する。

## (任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第6条 審査委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

## (会議)

第7条 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

## (議事の特例)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより審査委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の審査委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第9条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 審査委員会に関する事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年9月30日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第2－15号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。